

「西東京市障害者基本計画」の改定について

1. 趣旨

1. 1 障害者基本計画について

- 障害者基本計画は、障害者基本法に基づき、各自治体に対し策定が義務づけられている計画であり、本市における、障害者を取り巻く様々な分野（障害福祉サービス、教育、医療、就労など）の施策について、中長期的なスパンで総合的・計画的に展開・推進することを目的として策定するものです。
- 市町村における障害者基本計画は、国及び都道府県の計画を勘案しながら策定することが求められています。
- 西東京市における現行計画は、平成 26 年度から平成 35 年度の 10 年を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」であり、5 年目にあたる平成 30 年度に、計画の進捗状況等を踏まえて中間年の見直し（改定）を行うことを、策定当初より予定しています。

1. 2 本会議（計画改定作業部会）の位置付け等

- 本会議（西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会）は、西東京市障害者基本計画の中間年の見直しに伴い、
 - ① 計画策定以降の制度改正、新たな動向等への対応
 - ② 計画進捗状況の把握と評価、検証
 - ③ 後期基本計画、地域福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画等との整合を踏まえ、改定を行うために設置するものです。
- 平成 30 年 5 月～平成 31 年 3 月にかけ、6 回の会議実施を予定しています。

1. 3 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定状況について

- 「障害福祉計画」は、障害福祉サービスについて、3 か年の見込量及びその確保のための方策を定める計画です。「障害児福祉計画」は、障害児へのサービスについて、3 か年の見込量及びその確保のための方策を定める計画です。両計画は障害者基本計画と調和が保たれたものである必要があります。
- 本市では、平成 29 年度に、平成 30 年度から平成 32 年度を期間とする「第 5 期西東京市障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定しています。

図表 「障害者基本計画」、「障害福祉計画（・障害児福祉計画）」の計画期間

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障害者基本計画									
(前期)				(後期)					
▲ 中間年の見直し									
障害福祉計画・障害児福祉計画									
(第 3 期) H24～	(第 4 期)			(第 5 期) →「障害児福祉計画」と一体的な計画			(第 6 期)		

- 「第5期西東京市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の策定に際しては、計画策定作業部会での議論に加え、以下の取組等により市民の意見を計画に反映させる機会を設け、策定を行いました。
 - 障害のある市民に対するアンケート調査
 - 障害者団体、障害者支援団体等へのヒアリング調査
 - 計画案についてのパブリックコメント（市民意見公募手続）の実施
- 上記のうち、アンケート調査、ヒアリング調査は、今年度の障害者基本計画の改定に資する内容も一部、含めて実施しました。

→アンケート調査結果の概要は、参考資料に示しています。

2. 今年度の「障害者基本計画」改定に係り実施する取組等

- 障害者基本計画の改定においては、計画改定作業部会での審議に加え、以下の取組等による結果を検証材料として進めていきます。

2. 1 市の各施策の進捗状況の検証

- 現行計画において位置付けられている、本市の障害者福祉に関連する各施策について、5年間の進捗状況を検証し、計画改定の基礎資料とします。

図表 市の各施策の進捗状況の検証

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西東京市が実施している各施策の進捗状況を検証、可視化し、次期計画への基礎資料とする。 ・ 市の担当職員に「検証シート」を配布し、職員が進捗状況を事業別に記入する。
実施対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証対象の事業は、現行計画書 P44 以降に記載
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ①事業の実績 ②事業の評価（◎計画以上に進んでいる、○計画通り進んでいる、△計画をやや下回っている、×事業廃止等） ③事業を通じての課題 ④事業を踏まえた、次期計画での考え方
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年5月実施
結果報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回計画改定作業部会で報告

2. 2 市民説明会開催、市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施

- 計画案（素案）に対し、市民からの意見を募り、計画に反映させるため、①パブリックコメント、②市民説明会を行います。

図表 市民説明会開催、市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案を公開し、計画案に対する市民からの意見を募る
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案は市 web サイトで公開する他、公共施設内等で閲覧可能とするパブリックコメント（意見公募）期間は1ヶ月間、期間中に別途、市民説明会を開催郵送、電子メール等で意見を受け付け
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年12月実施
結果報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6回計画改定作業部会（2019年2月）で報告

2. 3 市民へのアンケート調査結果の反映 ※調査は実施済み、第1回計画改定作業部会で報告

- 平成29年度に実施した市民へのアンケート調査結果のうち、障害者基本計画に係る項目について、回答状況を確認の上、計画に反映させます。

図表 市民へのアンケート調査結果の反映

概要	・ 市民（障害をお持ちの方、特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室に通う児童・生徒、相談支援機関利用者）の、障害福祉施策に関する意向等を把握し、計画に反映させる。
実施対象	・ 別紙（参考資料）参照
聴取項目	・ 別紙（参考資料）参照
実施時期	※平成29年度に実施済み
結果報告	・ 第1回計画改定作業部会で報告

3. 現行計画「西東京市障害者基本計画（平成 26～35 年度）」策定時のポイント

- 現行計画は、「障害者権利条約の批准」や「第 3 次障害者基本計画（国）の策定」、「障害者総合支援法の施行」等、国の大きな動向を背景に、本市の計画策定部会における検討、アンケート調査等の結果等を踏まえて策定しました。
- 計画においては、3つの基本方針と5つの重点推進項目を設定し、本市における共生社会の実現を目指して取り組むこととしました。

図表 現行計画「西東京市障害者基本計画（平成 26～35 年度）」3つの基本方針と5つの重点推進項目

3つの基本方針	5つの重点推進項目
<p>基本方針 1 ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。</p>	<p>1 障害のある子どもへの支援を充実します。</p>
<p>基本方針 2 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。</p>	<p>2 障害や障害のある人への理解を推進します。</p>
<p>基本方針 3 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。</p>	<p>3 相談支援体制を充実します。</p>
	<p>4 障害のある人の社会参加を支援します。</p>
	<p>5 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。</p>

3. 1 早期発見・早期療育体制の整備や、切れ目のない支援体制の確立

- まず、障害を早期に発見し、早い段階から適切な療育が受けられる環境を整えることは、障害の軽減や社会適応能力の向上を図るうえで有効であるという認識のもと、市内における早期発見・早期療育体制の整備を進めていくこととしました。
- その際には、就学や学校卒業というライフステージの節目において支援が途切れがちになるといった課題を踏まえ、保健・医療・福祉・教育などの相互の連携の重要性が指摘されました。
- さらに、市内の相談体制についても、ライフステージで対応する相談窓口が異なる、相談の情報が途切れてしまうなどの不都合な点が多く指摘され、この点においても各機関・各分野の連携や、「基幹相談支援センター」の設置を含めた市内相談機関のネットワーク化を進めることとしました。

3. 2 「共生社会」の実現に向けた障害・障害者への理解推進

- また、「障害者権利条約の批准」を契機として、障害のある人たちがかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が、さらに望まれる状況となりました。しかし、アンケート調査やヒアリング調査の結果では、残念ながら「障害があることによる差別や人権侵害を感じる」という回答が一定程度みられ、障害や障害のある人に対する正しい理解をいままで以上に推進する様々な取組を進めていくこととしました。
- 権利擁護の面からは、「障害者虐待防止センター」の機能の充実や、「権利擁護センター・あんしん西東京」との連携などが計画に盛り込まれました。

3. 3 就労や日中活動等に関する支援

- さらに、障害のある人の就労については、障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を通じ、障害のある人が働きやすい環境づくりを進めることが計画に盛り込まれました。また、日中活動の場としては、（その時点では整備されていなかった）知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置が計画に盛り込まれたほか、文化・芸術・スポーツ等の活動

や生涯学習、余暇活動に対する支援を継続して行うこととしました。

- なお、障害のある人自身やその保護者の高齢化が進む中、「親亡き後」の生活に不安を感じる声が多くあげられており、障害のある人の地域における居住の場として、民間法人によるグループホーム等の設置の誘致を引き続き進めていくことが計画に盛り込まれました。

4. 国「第4次障害者基本計画」、東京都「障害者・障害児施策推進計画」の策定状況

※国の「第4次障害者基本計画」に関しては、参考資料もご参照ください。

4.1 施策体系の比較

- 国の「第4次障害者基本計画」、東京都の「障害者・障害児施策推進計画」と、本市の現行計画の基本理念、施策体系は以下の通りです。

図表 基本理念と施策体系の比較

	[国] 第4次障害者基本計画	[西東京市] 障害者基本計画	[東京都] 障害者・障害児施策推進計画
基本理念	障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を定めるものとする。	障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。	「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活社会」の実現を目指す。 I 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現 II 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現 III 障害者がいきいきと働ける社会の実現
施策体系	1 安全・安心な生活環境の整備 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 3 防災・防犯等の推進 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 6 保健・医療の推進 7 行政等における配慮の充実 8 雇用・就業、経済的自立の支援 9 教育の振興 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11 国際社会での協力・連携の推進	1 ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。 (1) 相談支援・ネットワーク (2) 生活支援 (3) 教育・育成 2 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。 (1) 雇用・就業 (2) 余暇活動・生涯学習活動 3 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。 (1) 広報・啓発 (2) 生活環境 (3) 保健・医療 (4) 情報・コミュニケーション	1 共生社会実現に向けた取組の推進 2 地域における自立生活を支える仕組みづくり 3 社会で生きる力を高める支援の充実 4 いきいきと働ける社会の実現 5 サービスを担う人材の養成・確保

4. 2 国、都の計画の特徴等

①「サービス、情報等への『アクセシビリティ』（利用のしやすさ）の向上」への言及

- 国の「第4次障害者基本計画」では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催も念頭に置いたうえで、「アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度等利用のしやすさ）の向上」が更に強調されています。

図表 国、都の計画の特徴等 ①アクセシビリティ

掲載箇所	該当項目	掲載内容（抜粋）
国 「第4次障害者基本計画」 P10	Ⅱ 基本的な考え方 (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上	①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用 障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を伸ばし、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要がある。そのためには、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。
国 「第4次障害者基本計画」 P20	Ⅲ 各分野における障害施策の基本的な方向 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	【基本的考え方】 障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。 あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。

②「共生社会」の実現に向け、改めて取り組んでいくことへの言及

- 「障害者の権利に関する条約」の批准（2007年にわが国が署名）からの大きな流れや、相模原の不幸な事件（2016年7月）を踏まえ、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という（当たり前の）価値観を国民全体で共有できる共生社会を、目指すべき社会として位置づけています。
- 東京都の障害者・障害児施策推進計画においても、3つの基本理念のうち1つ目に、「すべての都民が共に暮らす共生社会の実現」が示されています。また、5つの施策目標の1つ目にも、「共生社会実現に向けた取組の推進」が示されており、具体的な取組として「障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組」「スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進」「ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり」が掲げられています。

図表 国、都の計画の特徴等 ②共生社会の実現

掲載箇所	該当項目	掲載内容（抜粋）
国 「第4次障害者基本計画」 P8	II 基本的な考え方 2. 基本原則	<p>（本基本計画を通じて実現を目指すべき社会）</p> <p>基本法第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定している。</p> <p>本基本計画は、同法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会 <p>（以下項目略）</p>
国 「第4次障害者基本計画」 P48	III 各分野における障害者施策の基本的な方向 9. 教育の振興	<p>【基本的考え方】</p> <p>障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。また、高等教育における障害学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努める。</p> <p>さらに、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。</p>

掲載箇所	該当項目	掲載内容（抜粋）
東京都 「障害者・障害児施策推進計画」 P7	第1章 計画の基本的な考え方 4 計画の基本理念と施策目標	(2) 施策目標 I 共生社会実現に向けた取組の推進 障害者差別の解消を推進する取組や、障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ・文化芸術活動や地域活動等への参加を推進し、全ての都民が共に暮らす共生社会の実現を目指します。
東京都 「障害者・障害児施策推進計画」 P13	第2章 目標達成のための施策と取組 第1 施策目標と取組の体系	施策目標 I 共生社会実現に向けた取組の推進 1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組 2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進 3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

③地域生活基盤の整備に関する言及

- 東京都の障害者・障害児施策推進計画では、5つの施策目標のうち2項目目に「地域における自立生活を支える仕組みづくり」、3つ目に「社会で生きる力を高める支援の充実」が示されており、地域生活基盤の整備に力を入れている姿勢がうかがえます。

図表 国、都の計画の特徴等 ③地域生活基盤の整備に関する言及

掲載箇所	該当項目	掲載内容（抜粋）
東京都 「障害者・障害児施策推進計画」 P13	第2章 目標達成のための施策と取組 第1 施策目標と取組の体系	施策目標 II 地域における自立生活を支える仕組みづくり 1 地域におけるサービス提供体制の整備 2 地域生活を支える相談支援体制等の整備 3 施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援 4 障害者の住まいの確保 5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応 6 安全・安心の確保 施策目標 III 社会で生きる力を高める支援の充実 1 障害児への支援の充実 2 全ての学校における特別支援教育の充実 3 職業的自立に向けた職業教育の充実

④就労に関する取組の充実、強化

- 東京都の障害者・障害児施策推進計画では、施策目標の4つ目に「いきいきと働ける社会の実現」が示されているなど、職場定着、工賃向上といった「就労支援対策」に力を入れている姿勢がうかがえます。

図表 国、都の計画の特徴等 ④就労に関する取組の充実、強化

掲載箇所	該当項目	掲載内容（抜粋）
東京都 「障害者・障害児施策推進計画」 P85	第2章 目標達成のための施策と取組 第1 施策目標と取組の体系	<p>施策目標Ⅳ いきいきと働ける社会の実現</p> <p>1 一般就労に向けた支援の充実・強化</p> <p>【取組の方向性】 (就労支援機関による支援の充実) (関係機関の連携による支援の充実) (雇用の場と機会の提供) (障害特性に応じた職業訓練) (障害者の雇用促進に向けた企業への支援等)</p> <p>2 福祉施設における就労支援の充実・強化</p> <p>【取組の方向性】 福祉施設で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設に経営努力を促すとともに、関係機関や区市町村等と連携して、新たな工賃向上計画を策定し、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。</p>